

令和4年度国民健康保険税

◆税率等を改正します

広報5月号でお知らせしたとおり、現在の国民健康保険の財政状況が厳しい状況にあることから、持続可能な国民健康保険事業の財政運営を図るため、別表のとおり税率等を改正します。

◆未就学児の均等割額を軽減

今年度から未就学児の国民健康保険の均等割額を2分の1減額します。

◆軽減適用後の均等割額

- ・医療分均等割 11,100円
- ・支援金分均等割 7,250円

※後述の「低所得世帯に対する軽減」対象者は、軽減後の均等割額を2分の1減額。

◆納税通知書を発送

◆低所得世帯に対する軽減

※昨年年度、特別徴収（年金からの天引き）で納付いただいた方でも、今年度から普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更となつていく場合がありますので、必ず納税通知書を確認ください。

令和4年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期納期限は8月1日(月)です。

▼納付方法

口座振替、納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済（PayPay、LINE Pay、PayPay）で納付ください。※スマホ決済の場合領収証は発行されません。

◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなどにより離職した方を対象に国民健康保険税を軽減します。▼対象は次のすべてに該当する方

- ・非自発的離職により離職し、離職時点で65歳未満であること
- ・公共職業安定所（ハローワーク）発行の雇用保険受給資格者証を持つている方で、離職理由コード（11・12・21）

前年中の世帯所得が一定金額を超えない世帯は、保険税の均等割額と平等割額を所得金額に応じて7割、5割、または2割軽減します。

※申請不要

軽減には世帯員全員（所得の無い方を含む）の所得申告が必要です。

未申告の方が世帯にいる場合は税務課で申告ください（確定申告が必要な方は税務署へ申告ください）。

22・23・31・32・33・34に該当する方

※高年齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

▼軽減内容 対象者自身の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します

▼対象期間 離職日翌日の月から翌年度末まで

※令和3年3月31日から令和4年3月30日の間に離職し、申請により令和3年度の国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、令和4年度分も自動的に軽減が適用されます。

▼申請方法 雇用保険受給資格者証を持参の上、市民課または白里出張所で申請

◆減免制度

世帯主・被保険者が特別な事由に該当し要件を満たす場合は、申請で保険税が減額または免除されることがあります。

詳細は市ホームページをご覧ください。いただくお問い合わせください。

※原則、申請が受理された時点で納期限を経過している保険税、納付済みの保険税は減免の対象外です。

著しく困難と認められる場合、災害により被災し生活が

合、刑務所や少年院等に拘禁・

収容されている場合など

○市民課市税課

0475(70)0321

●別表 国民健康保険税の改正内容

区分		改正後	改正前
医療分	所得割	6.92%	6.00%
	均等割	22,200円	19,000円
	平等割	21,900円	20,000円
	課税限度額	63万円	61万円
支援金分	所得割	2.60%	2.50%
	均等割	14,500円	14,000円
	課税限度額	19万円 (変更なし)	19万円
介護分	所得割	2.90%	1.90%
	均等割	19,100円	13,000円
	課税限度額	17万円	16万円

令和4年度後期高齢者医療保険料額が決定します

令和4年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書が、7月中旬に発送されます。

昨年度年金から天引きで納付した方でも、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となつていく場合がありますので、必ず決定通知書を確認ください。

▼保険料額(市内市町村で同率)
・所得割率 8.39%
・均等割額 43,400円

○千葉県後期高齢者医療広域連合

043(308)6768

○市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

一定以上所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります 〜後期高齢者医療制度〜

10月1日から、一定以上の所得のある75歳以上の方等は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。対象となるかは、被保険者の課税所得や年金収入、その他の所得額を基に世帯単位で判定します。なお、対象者には負担を抑える配慮措置があります。

詳細は、市ホームページ



たはQRコードから確認いただくか問い合わせください。
千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター
0570(080)280

後期高齢者窓口負担割合コールセンター
0120(002)719

ご自宅の耐震診断・耐震改修を行いますか

木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、費用の一部を補助します。

▶補助対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- ①市内に所在していること
 - ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - ③一戸建ての住宅（居住部分が1/2以上の併用住宅を含む）
 - ④在来軸組工法により建築され、地上2階建以下のもの
- ※耐震改修は耐震診断により耐震性が低いと判断されたもの。

▶補助額

- ・耐震診断＝耐震診断費用の2/3に相当する額（8万円を限度）
- ・耐震改修＝耐震改修（工事・設計・監理）費用の一定割合の額（40万円を限度）

詳細は市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

※昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震化について、専門家による無料個別相談会を9月上旬に予定しています。詳細は広報8月号をご覧ください。

〇都市整備課営繕室

0475(70)0366



▲市ホームページ

防災情報の受信準備はできていますか

ホームページ



市ホームページ



千葉県防災ポータルサイト

メール

市メール配信サービス

登録用アドレスを読み取ります▶



緊急速報メール（エリアメール）
市内の各携帯電話会社の端末にメールが送信されます。※登録不要。

SNS

安全対策課公式ツイッター

@anzen_os_0303▶



放送

防災行政無線

戸別受信機

防災行政無線の放送を自宅で聞くことができます。※負担金1万円。

電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。利用には通話料がかかります。

0475(72)1000

アプリ

Yahoo!防災速報アプリ



▲iOS



▲Android

〇安全対策課消防防災班
0475(70)0303

災害時の避難に当たり「知っておくべき5つのポイント」

「自らの命は自らが守る」ため、危険な場所にいる場合は避難することが原則です。

◆5つのポイント

- ①避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる方は避難場所に行く必要はありません。
- ②避難先は、小中学校・公民館ではありません。安全な親戚・知人宅への避難も考えてみましょう。
- ③市の備蓄には限りがありますので、マスクや消毒液、体温計はできるだけ携行ください。
- ④市指定避難場所、避難所を市ホームページ等で確認してください。
- ⑤豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

〇安全対策課消防防災班

0475(70)0303



▲指定緊急避難場所および指定避難所の指定について



▲台風・豪雨時の避難情報等の変更にについて（令和3年5月20日から運用）